

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、本県では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月制定）を踏まえ、平成14年3月に「山梨県男女共同参画推進条例」を制定し、男女の人権の尊重、男女平等の視点及び女性の能力開発の促進を基本的柱とした「山梨県男女共同参画計画」を策定しました。

その後、平成18年12月に第2次計画を、平成24年2月に第3次計画を策定し、様々な施策を推進してきたところ、男女共同参画への理解は県民に徐々に浸透し、取り組みも広がりを見せてきています。

一方、国では、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性のライフステージに対応した活躍支援や、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備等により、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。

また、平成27年9月には、「女性の力」が必ずしも十分に発揮されていない中で、女性の働く意欲を実現につなげ、ひいては日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことをねらいとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

更に、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」では、女性活躍の推進のため、男性中心型労働慣行等の見直しや、多様な働き方の普及などに積極的に取り組むこととされています。

本県においては、今後、リニア中央新幹線の開業等に伴い交通アクセスが格段に強化され、新たなライフスタイルの確立や、多様な働き方の実現も期待されるところです。

こうした国の状況や本県の男女共同参画推進の状況、社会環境の変化などを踏まえ、すべての男女が共に暮らしやすい社会を実現するため、今後5年間の指針となる「第4次山梨県男女共同参画計画」を策定します。

2 基本理念

「山梨県男女共同参画推進条例」第3条から第7条に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女の人権の尊重（第3条）
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- ⑤ 国際的協調（第7条）

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、「山梨県男女共同参画推進条例」第11条第1項の規定に基づく計画であり、本県における男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と施策の方向を示すものです。

また、県政運営の基本指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画となります。

さらに、本計画の第4章の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」「基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり 重点目標1 家庭における男女共同参画の推進」については、「女性活躍推進法」第6条第1項に基づく、本県の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と位置づけています。

4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

5 計画の進行管理

「山梨県男女共同参画推進条例」第20条の規定に基づき、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表します。